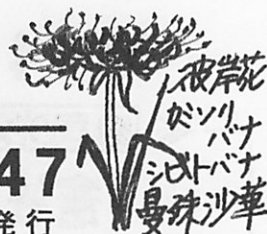


○インターネット **はらまち九条の会** 検索 で、本会活動や会報をご覧ください。



九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.247

2014(平成26)年 9月28日(日)発行



■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。どなたでも、どこに住んでおられようと会員になれます。何の拘束もなく、匿名でもけっこうです。■結成は05年12月。会員は南相馬市原町区を中心に438名。年会費千円。■3.11の大震災後、**「はらまち九条の会」**は「事故の福島第一原発に世界一近い『九条の会』」を自覚して活動しています。

「集団的自衛権と原発を語るつどい」 9月13日(土)13:30～

○会場：相馬市 はまなす館(入場無料)

○主催：しんち・相馬・鹿島・はらまち・小高・相双教職員九条の会

九条の会事務局長・東京大学教授 **小森陽一氏講演会を開催**

報告・要旨 はらまち九条の会事務局 早坂吉彦



このイベントは、相双地区の6つの九条の会主催で、東京の「たびせん・つなぐ」の企画した福島県沿岸部の原発被災地の見学ツアーのメイン行事として、全国九条の会事務局長・小森陽一氏の講演会に参加、併せて地元民の意見発表を聴いて交流するという趣旨で行われたものです。

相双地元民5氏からの切実な訴え

まず講演会の前半は、地元の5氏から大震災、特に原発事故に関わる意見発表が行われました。



相馬市在住のピアノ教師の**阿部さん**は、安全とされる放射線量下における生活、食料品などの摂取による内部被曝への不安などを訴え、小高町で農家だった**三浦さん**は、新地町で新たに農業を再開し、安全な農産物を生産する苦心などをお話しました。

現在、原町高校に勤務する**大貫さん**からは、相双地区の高校が県内各地に分散して授業を行う危機的な状況を切に訴えていました。

また、南相馬市民文化会館内の事業団前事務局長の**石田さん**は、地震被害で一時休止していた会館活動再開後の各種文化活動の現状を報告。

最後に、震災前は小高町の漁師**志賀さん**からは、東北電力が建設を予定していた小高浪江原発が、地元住民の反対運動により建設が阻止された経緯、そして建設中止のおかげで、今回の大震災での東京を含む東日本壊滅の危機を辛うじて免れたことなど、大変興味深い報告でした。

小森陽一氏講演会＜要旨＞

「憲法・人権から見た

福島県のいまと今後を考える」

① 過日の大飯原発差し止め判決の「福島原発事故は我が国最大の公害、環境問題」という一文を示しながら、政府による住民を無視した避難区域の設定、その後の施策が憲法22条に全面的に違反していること。 ※

② また1.と同じく、「原発は電気を生産する社会の重要なものだが、その稼働は憲法上、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべき」との大飯判決を引用しつつ、まず福島県内原発すべての廃炉と、県内被害者に対する様々な分断工作の克服など当面の重要課題に言及。

③ 旧来からの日米安保体制の下、第二次安倍政権における安倍首相、当時の石破幹事長の発言を取り上げ、各地の原発再稼働に走る政・財・官の思惑を拒み、事故原因者の東電の責任を追及すべきこと。

④ 60年前の「自衛隊・防衛庁」創設以来の経緯を振り返りながら、今年7月に閣議決定された「集団的自衛権行使容認」の本質とは何か、また今後、実際に自衛隊が海外で「集団的自衛権」を行使できるようにするためには、数多くの周辺立法が必要になるから、安倍政権の最終目標とされる改憲を止めるためにも、「九条の会」の草の根運動を更に推し進める必要があること。

以上、約100名の聴衆は一樣に、力強い小森氏の言葉に感銘を受けました。

※ **憲法 22 条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

≪ 自民党改憲草案 を考える・その⑧ 「憲法主義」を読んで ≫

「憲法」の世界の常識からはずれている「自民党改憲草案」

今話題の新刊で 「憲法とは何か」を学ぼう

8月9日『九条はらまち』No.245で、**くろ**のように新刊案内を掲載しました。その後、この本が新聞などで取り上げられ、話題になっています。

AKB48の内山奈月さんは、なんと『憲法』の全条文を暗記しているそうです。昨年のAKB48研究生の武道館コンサートで憲法48条・100条を暗誦したことから、出版社の企画でこの本の出版となりました。

憲法の本でも会話形式なので分かりやすく、知っているつもりの憲法の基礎や基本が、スーと一気に頭に入っている感じがします。

右が九州大の南野教授
左がAKBの内山さん▶



内山奈月・南野森著 **憲法主義** PHP研究所

憲法48条と100条をコンサートでスラスラ披露したAKB48の

内山奈月（うちやま・なつき）さんに、九州大学準教授南野森（みなみの・しげる、現在は教授）氏が、憲法の基本を分かり易く2日間で集中講義した内容を本にしたもので、憲法入門書です。

内山さんは今年4月、慶応大学経済学部に入学生した19歳の人気アイドルです。



本の中の内山奈月さんの言葉 「憲法は私たちを守るもので 国家権力を縛るもの」

◆「憲法は『最高法規』としての力を維持するために『硬性憲法』であると言える。『軟性憲法』の国では憲法は『最高法規』としての力は持たないのだ。」(P53)

◆「憲法は私たちを『縛る』ものというイメージが私のなかには強くあったが、実際はその逆でした。私たちの人権を守るために国家権力を規制していたのだ。私たち国民の味方であると言えるだろう。」(P105)

◆「解釈改憲が手軽に行えるとしても、それを繰り返すことは非常に危険だ。解釈改憲を繰り返すうちに本来の憲法の意味がなくなってしまうかねないからである。憲法改正をするのか、解釈改憲ですませるか、その判断が非常に重要であり、難しいのだと思った。」(P200)

◆「憲法は、守らなければならない価値を守る保守性と、時代の流れに合わせてその意味を変えていく柔軟性とをあわせ持っている。コンセプトを守りながら時代に沿って価値を高めていく私たちアイドルの活動と共通しています。」(P236)

本の中から 解釈改憲は憲法を弱くする

第1講 憲法は一般の法律よりも一段上のもので『最高法規』(98条)です。だから憲法はつねに法律に勝ちます。憲法は改正の手続き難しい『硬性憲法』(96条)ですが、それは他の法律に勝つ力を維持するためで、だから『最高法規』となることのできるのです。軟性憲法では最高法規にはなりません。

第2講 『立憲主義』とは憲法を政治の根本に据え、憲法で国家を運営していく主義のこと。憲法は国家権力を対象としていて、法律が国民を対象にしています。だから国民は憲法によって守られ、憲法で縛られる存在ではない。憲法での国民の義務は教育、勤労、納税の三つだけで、その他の義務は法律で課すのです。

第3講 国民が『国民主権』の権限を行使できるのは選挙のときだけです。だから間接民主制の選挙などでいちばん重要なのは、政治的な『表現の自由』です。従ってマスコミの報道の役割が大事になってきます。

第5講 憲法は国家権力を縛るものだから。国家権力にとってはもともと邪魔なもの。安倍政権の安易な『解釈改憲』は良くないし反対です。総理の一存で『解釈改憲』ができるなら、憲法の拘束力はなくなってしまう。憲法を国民の判断を経ずに弱めることになる。

●「自民草案」ではく上記の憲法の常識から逸脱し、「立憲主義」を全く無視し、「硬性憲法」の96条を改める、国民に多くの義務を課したり、『特定秘密保護法』で「表現の自由」を大きく制限しようとしています。